

# 建設工事の一般競争入札公告共通事項

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令第167条の4及び西粟倉村契約規則（以下、「契約規則」という。）第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事と同種類の建設工事について、西粟倉村建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要領（以下、「入札参加資格審査要領」という。）に基づき本村有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 入札参加資格審査要領第7条の規定に基づき決定された級別（以下「格付級別」という。）について公告に定める基準を満たすこと。
- (4) 公告に記載された開札日時において西粟倉村指名停止基準に基づく指名停止または指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (5) 入札受付締切日時までに岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用することができる電子入札コアシステム対応認証局が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し入札書の提出前に電子入札システムにおいて西粟倉村への利用者登録を完了していること。

## 2 入札書、入札価格内訳書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は、3回までとする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象工事の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。ただし、次の場合は契約担当者の承諾を得た上で持参により提出することができる。
  - ①ファイルのデータ容量が5MBを超えるもの
  - ②コンピュータウイルスに感染したおそれがあるもの
  - ③その他、入札担当者が必要と認めたもの
- (3) 電子入札システムにより書類を提出する場合、押印を省略することができる。
- (4) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合には、入札書受付締切予定日時の1時間前までに、入札担当者の承認を得た上で、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。
  - ① 商号若しくは名称または代表者の変更により、電子入札に必要なICカードに格納されている情報が事実と一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカード再発行手続きを行っている場合に限る。
  - ② 破損、盗難等のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカード再発行手続きを行っている場合に限る。

- ③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合。ただし、障害の証明書等が発行される場合に限る。
  - ④ その他やむを得ない事由があると認められる場合。ただし、ICカード有効期限切れに伴う失効等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。
- (4) 書面参加に変更した者については、対象工事において電子参加に変更または復帰することを認めない。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付または受領手続を要しないものとする。
  - (5) 入札価格内訳書の作成並びに保存に使用する電子ファイルの大きさは1ファイル当たり5MB以下とする。
  - (6) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、入札金額の登録にあわせて、添付ファイルとして入札価格内訳書を添付すること。
  - (7) (6)に基づき入札価格内訳書を添付する場合は、当該入札価格内訳書の電子ファイルについて、最新のパターンファイルによりウイルスチェックを行わなければならない。
  - (8) 提出した入札書、入札価格内訳書(以下「入札書等」という。)は、訂正、引換えまたは撤回することはできない。
  - (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書等提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札(以下「再入札」という。)を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
  - (10) 電子入札実施要領に規定する入札以外は認めない。
  - (11) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

### 3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において、執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。
- (3) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認(以下「参加資格の確認」という。)を行うまでもなく、5(1)から(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (4) 対象工事が西粟倉村建設工事等最低制限価格取扱要領に定める最低制限価格設定工事であるときは、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。
- (5) 入札執行者は、1回目の入札において、(3)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書(以下「有効入札書」という。)を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (6) 入札執行者は、再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (7) (5)または(6)により落札者の決定を保留し建設工事の積算疑義申立に基づき、入札事務を続行した場合は、有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し、第1

順位の入札書を提出した者を参加資格の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。

- (8) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期または落札決定を保留することがある。
- (9) 本村の使用に係る電子計算機または電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止または郵便入札への変更をすることがある。
- (10) (6)、(7)または(8)による場合のほか、村長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又(6)、(7)、(8)または(9)に基づき入札の中止または入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書及びその他の書類を無効とする。
- (11) 西栗倉村は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

#### 4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 再入札をする場合には、入札価格内訳書の添付を要しない。
- (3) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 再入札を行う場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定された最低制限価格と同じ金額とする。
- (5) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

#### 5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について（平成21年市告示第290号。以下「電磁的方法による入札について」という。）第3条第1項及び第4条第1項に規定する手続きを経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書等を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札または必要事項が確認しがたい入札
- (8) 入札価格内訳書が入札書に添付されていない入札（再入札の場合を除く。）

- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (11) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (12) その他村長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (13) 2(4)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(12)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ① 入札書に記名押印がない入札
  - ② 総金額を訂正している入札または入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
  - ③ 封筒記載の工事名または差出人名と同封された入札書に記載された工事名または入札者名が相違する入札
  - ④ 封筒に工事名または差出人名が記載されていない入札
  - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
  - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

## 6 入札の失格に関する事項

- 7 参加資格の確認に関する事項(1)から(8)に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。
  - (1) 競争入札に参加する資格のない者
  - (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
  - (3) 公告で指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
  - (4) 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の入札価格内訳書を提出した者(再入札の場合を除く。)
  - (5) 入札価格内訳書の各項目の全部または一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある入札価格内訳書を提出した者(再入札の場合を除く。)
  - (6) 2(4)に規定する書面入札において記名押印がない入札価格内訳書を提出した者
  - (7) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
  - (8) 入札後落札者を決定するまでの間に、指名停止等を受けた者(当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。)
  - (9) その他村長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに申請書等を提出すること。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、6または13(1)から(5)のいずれかに該当することが確認された場合はこの限りではない。
- (2) (1)において、申請書等を電子入札システムを利用して提出する場合は、申請書等を

合計5MB以下のPDF形式またはPDFを圧縮したzip形式（自己解凍方式は認めない。）の電子ファイルに取りまとめて提出すること。この場合において、当該申請書等の電子ファイルについては、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを行うこと。

- (3) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が、6もしくは13（1）から（5）のいずれかに該当するときまたは（1）ただし書に該当するときは、当該確認対象者を失格とする。
- (4) （3）により確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出した者以降について順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (5) （4）により確認を行う場合は、（3）を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）
- (6) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (7) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (8) （3）から（7）にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

## 8 落札者の決定に関する事項

7（1）から（8）の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を落札者として決定するものとする。

## 9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 10 支払条件について

公告に定めるとおり

## 11 契約不適合責任期間について

公告に定めるとおり

## 12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

## (1) 入札保証金について

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の5以上の額を納付すること。（単価契約の場合は契約希望金額を予定総金額と読み替えるものとする。）

入札保証金に代わる担保として提供することができるものは当該各号に定めるところによる。

- ① 国債または地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- ② 政府の保障する債権、金融債または公社債 額面金額または登録金額（発行価額が額面金額または登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額
- ③ 銀行または村長が确实と認める金融機関が振り出し、または支払保証した小切手 小切手金額
- ④ 銀行または村長が确实と認める金融機関が引き受け、保証または裏書をした手形 手形金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額）

ただし、次の号に該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。入札保証金の納付の免除を求めるときは、その入札保証保険契約に係る保険証書を提出すること。

- ① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
- ② 一般競争入札に参加しようとする者が過去2か年の間に、本村若しくは他の地方公共団体または国（法律により設立された法人でその業務が国の事務または事業と密接な関連を有するものを含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金について

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保及び担保価値は次のとおりとする。

- ① 13(1)各号に掲げる代わる担保として定めるもの（工事請負契約にあっては利付国債に限る。）
- ② 銀行または村長が确实と定める金融機関の保証 保証金額
- ③ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証金額
- ④ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 保証金額

ただし、次の号に該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に村を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

- ② 法令に基づき契約代金の延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- ③ 過去2か年の間に、本村若しくは他の地方公共団体または国（法律により設立された法人でその業務が国の事務または事業と密接な関連を有するものを含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

### 13 その他

- (1) 対象工事に係る設計業務等の受託者は入札に参加できない。
- (2) 代表者が同じ法人または個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合及び当該組合の組合員について、組合と当該組合の組合員は同一の入札に参加できない。また、組合員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (4) 対象工事が土木またはとび・土工・コンクリート工事（交通安全施設工事及び体育施設工事を除く。）の場合、直近の西粟倉村一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事）において交通安全施設工事・体育施設工事实績調書のみを提出した者は入札に参加できない。
- (5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務がある者で、公告に定める開札日時において、社会保険等に未加入の者は入札に参加できない。
- (6) 配置予定技術者及び当該入札参加資格に必要なその他の有資格者は、公告に定める開札日時において、継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。
- (7) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者は、公告に定める開札日時（ただし、余裕期間設定工事において余裕期間を取る場合は工事開始日）において、他の工事に配置していないこと。
- (8) 公告において専任で配置するよう定められていない配置予定技術者は、公告に定める開札日時（ただし、余裕期間設定工事において余裕期間を取る場合は工事開始日）において、他の工事での配置は2件以下であること。
- (9) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者は、建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を対象工事に専任で配置する場合、他の工事と兼務で配置できるものとする。この場合において監理技術者は、公告に定める開札日時（ただし、余裕期間設定工事において余裕期間を取る場合は工事開始日）において、他の工事での配置は1件以下であること。
- (10) (9)における監理技術者補佐は、公告に定める開札日時（ただし、余裕期間設定工事において余裕期間を取る場合は工事開始日）において、他の工事に配置していないこと。
- (11) 落札者は、配置予定技術者等調書に記入した配置予定技術者等をこの工事の主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐として配置すること。ただし、当該配置予定技術者等が病休、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更することができるものとする。
- (12) 現場代理人は、公告に定める開札日時において、直接的かつ恒常的な雇用が確認できる

者に限る。

- (13) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者及び現場代理人は、建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者以外の者であること。
- (14) 共同企業体の構成員としての施工実績（経験）は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事施工実績（経験）として認める。ただし、公告において、同種工事施工実績（経験）とする。
- (15) 事業協同組合の場合、組合員の実績は認めない。ただし、設定に関する要綱第4条第1項第4号ただし書きに定めるものを除く。
- (16) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由、入札者及び各入札者の入札金額について、入札・契約ホームページにおいて閲覧に供する。
- (17) ISO認証取得者とは、(公財)日本適合性認定協会（JAB）によって認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの、または国際認定機関フォーラム（IAF）相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証（認証状）を取得しているものを指し、付属書のみによる認証取得者は除くものとする。
- (18) 開札後、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者の入札手続の誤り等により、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止としまたは確認対象者の決定若しくは落札者の決定を取消す場合がある。
- (19) この入札におけるその他の契約条項については、入札・契約ホームページに掲載する。
- (20) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則、電子入札実施要領に定めるところによる。